

# 利用上の注意

## (1)表章記号の規約

計数のない場合	-
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	...
統計項目のあり得ない場合	・
比率等でまるめた結果が表章すべき最下位の桁の1に達しない場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	

(2)掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 人口10万対比率に用いた人口は以下のとおりである。

ア 人口10万対比率に用いた人口〔総人口〕

(資料：「人口推計(平成28年10月1日現在)」【総務省統計局】)

全国 126,933,000人  
佐賀県 828,000人

イ 市町別の人口10万対比率に用いた人口

(資料：「推計人口(平成28年10月1日現在)」【県統計分析課】)

市 町	人 口	市 町	人 口
総 数	828,388	唐津保健所	127,390
市 計	685,887	唐 津 市	121,610
郡 計	142,501	東松浦郡	5,780
		玄海町	5,780
佐賀中部保健所	347,162	伊万里保健所	74,822
佐賀市	235,625	伊万里市	54,851
多久市	19,450	西松浦郡	19,971
小城市	44,031	有田町	19,971
神埼市	31,660	杵藤保健所	153,646
神埼郡	16,396	武雄市	48,799
吉野ヶ里町	16,396	鹿島市	29,392
鳥栖保健所	125,368	嬉野市	27,087
鳥栖市	73,382	杵島郡	39,787
三養基郡	51,986	大町町	6,675
基山町	17,412	江北町	9,519
上峰町	9,360	白石町	23,593
みやき町	25,214	藤津郡	8,581
		太良町	8,581

(4) 本調査における診療科名は、医療法において広告が認められている診療科名である。

医療機関が標榜する診療科名については、従来、医療法施行令に具体的名称を限定列挙して規定していたところであるが、平成20年4月1日から適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改められたため、年次推移の単純な比較はできない。

(参照：平成20年3月31日医政発第0331042号医政局長通知「広告可能な診療科名の改正について」)

URL (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/dl/koukokukanou.pdf>)